

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十八号（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十二項若しくは第二十六項」に改める。